

食料費の取り扱い

保育所等の給食の材料にかかる費用(給食費)については、無償化後も引き続き、**保護者の負担**となります。
 なお、無償化後も給食費は、保育所等にお支払いただきます。

※年収が360万円未満相当世帯の子どもと、全ての世帯の第3子以降の子どもは、副食(おかず、おやつなど)の費用が免除されます。

実費徴収に係る補足給付 「給食費(おかず等)に関する補助金」

私立幼稚園や国立大学附属幼稚園を利用している園児の保護者で、福島市に住所のある下記の方に給食費(おかず等)の一部を補助します。

①対象者

- 年収360万円未満相当世帯の保護者
 ※世帯の市民税所得割額の合計が7万7,101円未満の保護者が対象です。
- 幼稚園を利用する子どもを含め小学校3年生までの子どもが3人以上いる保護者
 ※第3子以降の子どもが対象になります。

②補助金の内容

- 給食費(おかず等)の一部
 ※米やパンなどの主食代は除きます。
- 月額4,500円×対象月数が年度の補助上限額となります。
 ※実際にかかった費用が上限額より低い場合は、実際にかかった費用が補助されます。

③必要な手続き

- 「補足給付申請書」をご提出ください。
 ※各園を通して手続きを行いますので、利用している幼稚園にご提出ください。

児童発達支援

①利用料

3歳～5歳児(小学校就学前)までの障がいのある子どもを対象に、下記サービスの**利用料が無償**になります。

児童発達支援	福祉型障害児入所施設	医療型児童発達支援
保育所等訪問支援	医療型障害児入所施設	居宅訪問型児童発達支援

※無償化の対象期間は、「満3歳になって初めての4月1日から3年間」です。
 ※利用者負担以外の費用(医療費、食費など)は、引き続きお支払いただきます。

②必要な手続き

手続きは不要です。



保育の必要性の「認定」

私立幼稚園や国立大学附属幼稚園を利用する場合には、子育てのための施設等利用給付認定(1号認定)が必要となります。

幼稚園等の「預かり保育」、「認可外保育施設」、「一時預かり」、「ファミリー・サポート・センター」を利用する場合には、子育てのための施設等利用給付認定(2・3号認定)が必要となります。

①認定の区分

認定区分	認定要件	支給に係る施設等
1号	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2・3号以外の者	幼稚園、認定こども園
2号	満3歳に達する日以降最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもで 保育の必要性がある者	幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業
3号	満3歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある子どもで 保育の必要性がある者 のうち、市民税非課税世帯の者	

②子育てのための施設等利用給付認定申請

利用施設	提出書類	
	保育の必要性なし	保育の必要性あり
私立幼稚園 国立大学附属幼稚園	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第1号)	○子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(法第30条の4第2号・第3号) ○各添付書類(保育を必要とする理由により)
市立幼稚園	申請不要	
認可外保育施設 一時預かり等	無償化の対象外	

③「認定」の手続き

各園を通じてお手続きを行いますので、お子様の通園している施設から保護者の皆様にご案内・申請書の配付を行います。必要書類も通園している施設にご提出ください。

※無償化したい月の「前月20日まで」にご提出ください。なお、20日が休日の場合は翌平日にご提出ください。(福島市幼稚園・保育課必着)

※「認定」は遡及できませんので、忘れずに申請してください。

※市外にお住まいの方は実際に住んでいる市町村に申請してください。

※認定を受けていない場合、利用料が無償化されませんのでご注意ください。

保育の必要性とは

「保育の必要性」とは、保護者の就労、妊娠・出産、疾病、障がい等により家庭で保育ができない場合に、保育の必要性「あり」となります。

※一定の条件がありますので、就労時間や出産期間等によっては、対象とならない場合もあります。